

ドイツ法史家大会若手フォーラム参加記

川島 翔

2020 年 9 月 7 日にドイツ法史家大会若手フォーラム (Deutscher Rechtshistorikertag Forum der Jungen) が開催された。本来、第 43 回ドイツ法史家大会が 2020 年 9 月 7 日～11 日にチューリッヒ大学で開催される予定であったが、新型コロナウイルスの流行を受けて 2022 年に延期され、その代替としてウェビナー方式で催されたのが本フォーラムである。チューリッヒ大学のアンドレアス・ティアア教授による開会挨拶の後、メインプログラムとして 4 名の若手研究者による報告が行われた。以下、それぞれの報告内容についてやや詳しくお伝えしたい。

第 1 報告：イェルク・ドミッシュ「学説彙纂第 2 巻第 14 章第 61 法文 (ポンポニウス、サビヌス註解第 9 巻) についての覚書：古典期ローマ法における法律行為上の譲渡禁止の可能性」¹

第 1 報告は、法学者ポンポニウスの法文を手がかりに、古典期ローマ法上の譲渡禁止特約の効力を論ずるものである。

古典期ローマ法において譲渡禁止 (Veräußerungsverbot) は、①法律、②政務官の処分、③終意処分、④当事者間の特約に基づいて行われたとされる。①の例としては、夫による嫁資の土地の処分を禁じるアウグストゥス帝のユーリウス法や、後見人による被後見人の土地の処分を禁じるセウエールス帝の宣示等がある。②の例として

¹ Jörg Domisch, Bemerkungen zu Pomp. D. 2,14,61 (9 ad Sab): zur Möglichkeit rechtsgeschäftlicher Veräußerungsverbote im klassischen römischen Recht.

は、法務官によって、浪費家 (prodigus) が自身の財産の処分を禁止される場合や、相続拒否の利益 (beneficium abstinendi) が認められた後に相続人が相続を拒否するか否かを熟慮する間に相続財産の処分を禁じられる場合がある。③終意処分の際に譲渡が禁止されるものとしては、家族世襲財産 (Familienfideikommiss) がある。そして、④当事者間の特約 (pactum) に基づく譲渡禁止が、本報告のテーマとして詳しく論じられる。

当事者間の特約に基づく譲渡禁止を評価するための出発点として取り上げられるのが、以下のポンポニウス法文である。

D. 2,14,61 (Pomp. 9 ad Sab): 誰であれ、自己の土地を献納してはならないこと、自己の土地に死体を埋葬してはならないこと、または隣人の意に反して土地を譲渡してはならないことを、合意によってもたらずことはできない。²

ここでは、土地の献納 (Weihe) の禁止、土地への埋葬 (Bestattung) の禁止、隣人の意に反する土地譲渡の禁止を、特約により定めることはできない旨述べられている。土地の献納は、ガイウスによればローマ国民の権威による (ex auctoritate populi Romani) 承認が必要とされるが (Gai. 2,5)、ガイウス以前の時代には私的な献納が可能だったという。また、隣人の意に反する土地譲渡の禁止は、古典的な譲渡禁止ではなく、同意の留保 (Zustimmungsvorbehalt) として位置づけられる。

D. 2,14,61 と緊張関係にある法文として、C. 4,54,9 (ユスティニア

² Nemo paciscendo efficere potest, ne sibi locum suum dedicare liceat aut ne sibi in suo sepelire mortuum liceat aut ne vicino invito praedium alienet.

ヌス、382 年) が取り上げられる。序項では、売却または譲渡の契約において、新所有者がその対象となった土地に墓碑を建設 (monumentum extruere) してはならないこと、またはその土地を人法から解放 (humani iuris eum eximere) してはならないことが合意された場合、これが古法によれば疑われていたとしても、そのような特約が遵守されねばならず、有効に妥当すべき旨定められている。そして第 1 項では、そのような特約が正当化される理由として、「売主には彼が欲しいというだけではなく、その者ために特別に禁止が設けられてもいるところの隣人を得ないことに大きな利益があったらうから」と説明される。このように、D. 2,14,61 では「もたらすことはできない」とされている譲渡禁止特約が、C. 4,54,9 では一見有効と認められている。したがって、譲渡禁止特約の解釈が問題となる。

D. 2,14,61 の解釈につき、3 つの見解が紹介される。第一は、特約が無効とされているという説である。これによれば、特約は何らかの法的効力を持つのではなく、内容コントロール (Inhaltskontrolle) を行うにすぎないことになる。あるときは「良俗に反する (contra bonos mores)」という観念の下、あるときは買主の所有の自由に基づき、特約の内容が暗黙にコントロールされるという。第二は、売主訴権に基づく訴求可能性が否定されているとする説である (支配的見解)。これによれば、本来、特約には法的効力があり、特約に反して譲渡が行われた場合には売主は売主訴権により訴求できるが、売主に有利な特約が貫徹されるおそれがあるため、訴求にあたっては金銭的 (monetär) または観念的 (ideell) 利益が要件となる。例えば、特約の存在が売買価格に反映されていた場合、利益ありとみな

され売主訴権により訴求が可能となる。この解釈に従えば、ポンポニウスは売主訴権の要件が満たされていないとして、訴権行使に反対していることになる。第三は、特約の物権的効力が否定されているとする説である。これによれば、物権として想定されるのは消極的役権 (negative Servitut) であり、ポンポニウスはこの役権の設定のためには特約の形式では不十分と考えたということになる。

報告者は自身の立場として、第三の説を採る。その根拠として、「誰であれ合意によってもたらずことはできない (Nemo paciscendo efficere potest)」というフレーズに関して、*efficere* という単語が物権や土地の負担と関連してしばしば使用される点や、古典期のローマ法では特約または問答契約に基づいて消極的役権が設定されるのは属州の土地のみであり、イタリアにおいては不可能だった点が挙げられる。そして、第一の説に対しては、買主の所有の自由のみを強調し、譲渡人のそれを考慮しないのは一方的であることから反対する。また、ある種の先買権を定めた特約に反して譲渡が行われた場合でも売主訴権が生じるとする D. 19,1,21,5 を引き合いに出しつつ、そのようなケースでの売主訴権による訴求可能性が完全には否定されえないことから、第二の説にも反対する。そして結論として、D. 2,14,61 と C. 4,54,9 の双方が特約の物権的効果についての記述であることが示される。この解釈によれば学説彙纂と勅法彙纂の間に矛盾が生じることになるが、ポンポニウス法文はユスティニアヌス法典の編纂者たちの脇をいわば「すり抜けた」のだという。

第 2 報告：マリア・ノヴァク「非嫡出子についてのコンスタンティヌスの諸法律：社会的基礎」³

第 2 報告は、非嫡出子についてのコンスタンティヌス帝（在位 306-337 年）の一連の立法について、法文史料のみならず碑文やパピルスといった非法文史料も用いて、その社会的背景を探求する試みである。

コンスタンティヌスはその治世の終わりに一連の勅法を發布し、非嫡出子の権利を厳しく制限したとされる。その中心部分は、テオドシウス法典 4 巻 6 章「自然子とその母について (De naturalibus filiis et matribus eorum)」に収録されている。C.Th. 4,6,1 のテキストは失われている。部分的にテキストが伝承されている C.Th. 4,6,2 では、内縁関係から生まれた子をその父が養子とすることが禁じられる。完全なテキストが伝わっている C.Th. 4,6,3 は、高い身分の男性と低い身分の女性との間に生まれた非嫡出子の養子縁組 (adrogatio) または準正 (legitimatio) を禁じ、違反者には破廉恥や頭格消滅の制裁が科されるとした。加えて、上記の子に父が残した財産は剥奪され、嫡出子、兄弟姉妹または父母に返還される旨規定される。続くウァレンティニアヌス 1 世の勅法 C.Th. 4,6,4 は、コンスタンティヌスの勅法の改正法として位置づけられるもので、自然子が相続できる父方財産の相続分を、嫡出子がいる場合には 12 分の 1、いない場合には 4 分の 1 と定める。ゼノ帝の勅法 C. 5,27,5 は、内縁の妻との適法な婚姻による子の準正を認めるコンスタンティヌスの勅法

³ Maria Nowak, Constantine's Laws on Out-of-Wedlock Children: Social Grounds. 報告タイトルはプログラムでは「古代末期における子の準正 (Legitimation of Children in Late Antiquity)」となっているが、ここでは当日の報告スライドでのタイトルを優先した。

を参照するもので、後の婚姻による準正 (*legitimatio per subsequens matrimonium*) についての特別法と位置づけられる。また、コンスタンティヌスの勅法 C.Th. 9,9,1 (=C. 9,11,1) は、自己の奴隷と関係を持った自由人女性に科される罰を規定し、その子供は自由人身分を持つが、母の財産につきいかなる権利も有さない旨定める。以上から報告者は、ローマ相続法の重要な原則であった遺言の自由が、コンスタンティヌス帝期に深刻に減少したと評価する。

他方、コンスタンティヌス以前には、嫡出子と非嫡出子との間の地位の差を緩和する一連の立法措置が行われており、逆の傾向が見られるという。父子間相続に関しては、ハドリアヌス帝は兵士の子供たちに、血族としての遺産占有 (*bonorum possessio unde cognati*) を認めた。これは限定的であるとはいえ、父の遺産に対する非嫡出子の相続権が帝国の相続法で認められた最初のケースとして注目される。母子間相続については、より広く非嫡出子の相続権が認められていた。ハドリアヌス帝下のテルトゥリウス元老院議決は、有子の権 (*ius liberorum*) を持つ母に、従前のように血族としてではなく、法定相続人として (*unde legitimi*) の子に対する相続権を認め、その際に婚姻内外の子は区別されなかった。また、オルフィティアヌス元老院議決 (178 年) は母親に対する子の無遺言相続を認めたが、ローマ法学によれば、子が出生したのが婚姻内外のどちらであるのかは重要ではなかった。

以上の立法措置につき、その社会的背景を明らかにすることが試みられる。報告者自身が作成した「ローマの私生児データベース」が紹介され⁴、碑文とパピルスの史料から、3 世紀前半のローマ時代

⁴ <http://romanbastards.wpia.uw.edu.pl>

のエジプトにおいては、非嫡出の生まれである個人が共同体の中で重要な役割を担っていること、そして非嫡出子であることが特権や地位の取得の障害にはならなかったことが確認されるという。

具体例として取り上げられるのが、225 年のパピルス (P. Diog. 18) である。これは、ローマ市民のマルクス・ルクレティウス・ディオゲネスが、無遺言で死亡した妹の息子である 2 人の甥の後見人として自身を任命するようストラテゴス (strategos) に請願した文書である。嘆願者の妹たるオクタヴィア・ルクレティアには 3 人の息子がいたが、1 人はすでに家父権下にあり相続分を得ていた一方、2 人は非嫡出子であった。そこで 2 人のためにディオゲネスが、彼らに残された遺産の管理を行うことができるよう、後見人指名を願い出たというわけである。この史料は嫡出子と非嫡出子双方の平等な相続についての法的慣行を証明するだけでなく、それを生み出す関係、すなわち結婚 (marriage) と非婚 (non-marriage) の同化 (assimilation) も裏づけるものとされる。

こうした現象は姦通の告発 (accusatio adulterii) においても見られるという。2 世紀のローマ法学は、姦通に関するユーリウス法 (lex Iulia de adulteriis) の適用範囲を、本来法律において姦通 (adulterium) とされていなかったケース、特に非婚女性によってなされた不貞行為にまで拡張していた。

4 世紀末のあるパピルス (P. Aktenbuch =BGU IV 1024-1027) は 7 つの裁判を記録しているが、その内の 1 つに、ある男が別の男と一緒にいた恋人を捕まえて殺した事件が含まれている。判決は、「自身の怒りゆえに行ってしまったことを思い出させるため」採鋌の労務を科すとの内容だった。報告者によれば、このケースは裏切られ

た男の殺害権 (ius occidendi) に関わる事件で、殺害権は通常姦婦には及ばず姦夫のみに限定されていたため、男は通常の殺人の罪で告訴されたものの、寛大な処罰がなされている。殺害権の濫用に対するこの寛大な取扱いは、ローマ法とも対応するという。パピニアヌス法文 (D. 48,5,39,8) は、ある夫が姦婦をその「苦痛の激情から」殺害した場合、コルネリウス法 (lex Corneliae de sicariis) の処罰を受けるべきではないとし、姦婦の殺害を自白した者が「正当な苦しみを抑制することは最も困難」であるため最高刑は軽減されうると述べるピウス帝の勅答を参照している。しかし重大な相違は、パピニアヌス法文では被害者が妻であるのに対し、先のパピルススの史料では未婚女性であるという点である。報告者は、ここにもエジプト社会における結婚と非婚の同化が見られると評価する。

以上から、2、3 世紀のローマ法学と帝国官房は、フォーマルな家族とインフォーマルな家族を平等に扱う傾向にあったと結論づけられる。この傾向は、エジプトの日常生活を記録する史料からも確認されるように、両種の家族の区別が曖昧になった当時の社会の現実や必要に対する法学や立法の反応であったとされる。

他方、コンスタンティヌスの立法はこれとは逆のプロセスで行われたものであり、一般的な社会道徳を変更することを意図した、ソーシャル・エンジニアリングに分類されるべきという。では、コンスタンティヌスの精神はいかなるものであったのか。報告者は、従来より指摘されるようなコンスタンティヌスがキリスト教の精神に基づいているとの説にも、異教ローマの伝統に従っているとの説にも否定的な見方を採る。そして、コンスタンティヌスの非嫡出自子に対する厳しい姿勢の理由を特定するのは難しいと留保しながら

も、「より実用的な説明」として、妻ファウスタと息子クリスプスとの悲劇的な物語を紹介しつつ、コンスタンティヌスが自身の個人的な経験に基づいて、将来の競争相手になりうる貴族家系の非嫡出子を排除することを意図していた可能性を示唆する。

第 3 報告：クリスティン・ブースフェルト「条例衝突理論：ヨーロッパの一つの継受史」⁵

第 3 報告は、14 世紀北イタリアで成立した条例衝突理論が、17 世紀までのヨーロッパでいかに継受されたかを明らかにする。

まず、条例理論 (Statutenlehre) の概念整理が行われる。条例理論は条例適用理論 (Statutenanwendungslehre) と条例衝突理論 (Statutenkollisionslehre) とに区別される。条例適用理論は条例と共通法との競合関係についての共通法上の法源論であるのに対し、条例衝突理論は地域固有法同士の衝突を扱う理論と定義される。多くの法史家は条例理論というと上記の意味での条例適用理論を思い浮かべるが、そのような使用法はフランツ・ヴィーアッカーに起因するものであり、それ以前には条例理論という言葉は、むしろ上記の意味での条例衝突理論として理解されるのが一般的だったという。

報告者は条例衝突理論を中心に、その継受史を論ずる。ここでいう継受 (Rezeption) は、単に受容すること (übernehmen) だけでなく、時代的・地域的な条件に合わせた適応 (Anpassung) を含めたものと解され、その適応を検討することが継受の様態を明らかにする

⁵ Kristin Boosfeld, Die Lehre von der Statutenkollision: Eine europäische Rezeptionsgeschichte. 報告タイトルはプログラムでは「条例衝突理論の継受史について (Zur Rezeptionsgeschichte der Statutenkollisionslehre)」となっているが、ここでは当日の報告スライドでのタイトルを優先した。

上で重要視される。

では、どのような適応が行われたのか。16 世紀のフランスについては、シャルル・デュムラン (Charles Dumoulin) とベルトラン・ダルジャントレ (Bertrand d'Argentré) が取り上げられる。デュムランは条例と慣習法 (consuetudo) を同義として用い、条例が適用されるか否かの問題は条例それ自体からではなく、当事者間の契約または黙示の合意から導き出されるとする。他方、ダルジャントレは条例を、物に関わる条例 (statuta realia)、人に関わる条例 (statuta personalia) および混合の条例 (statuta mixta) の 3 つに分類し、物に関わる条例の場合には物の所在地の条例が、人に関わる条例には出身地の条例が適用され、混合の条例の場合には物に関わる条例と同様に扱われるとする。ダルジャントレの理論構成が、属地法の適用を原則とし、人に関わる条例を例外とするというものであることから、そこには非常に強い領域的関連づけ (Territorialbezug) が確認されるという。

17 世紀ネーデルラントの法学者として、ユルリク・ヒューベル (Ulrik Huber) とヨハネス・フート (Johannes Voet) が取り上げられる。彼らは自国内では外国法が全く適用されないことを前提とした上で、礼讓 (comitas) を理由として例外的に外国法の適用を承認した。ヒューベルは各国家の法律がその支配下にあるすべての者を拘束するというが、居住が恒常的か一時的かは問わない。しかし、君主は礼讓を理由として、君主または臣民に不利益を与えない限り、外国法が効力を有することを認めているとする。

17 世紀ドイツの事情は、また異なる。ハインリヒ・フォン・コクツェーイ (Heinrich von Cocceji) とヨハン・ニコラウス・ヘルト

(Johann Nikolaus Hert) は、ネーデルラントの条例衝突理論に対しては否定的な態度を取っていた。ヘルトは一つかつ同一の国の内部においても衝突は非常に頻繁に生じるのであり、その場合国家間の礼讓は意味をなさないという。ただし、ここで報告者は当時のネーデルラントとドイツのコンテクストの違いを強調する。ネーデルラントの法学者は相互に独立した主権を持つ各州が唯一つの法源を持つことを前提としたのに対し、ドイツの法学者はラント法や都市法を初めとする法の階層が存在するドイツの複雑な法状況を視野に入れていたのである。

以上を踏まえて、なぜそのような適応が行われたのか、その背景が続いて検討される。著者によれば、上記に見た様々な形での適応は、非常に異なるコンクストや法理解に起因しており、それらをまとめると以下のようなになる。

14 世紀北イタリアでは、共通法としてのローマ・カノン法を背景として、それぞれの都市法同士の衝突が問題となっていた。どの条例を適用するか判断には、法律行為の形式の場合のように、都市の裁治権 (*iurisdictio*) が重要な基準とされた。また共通法の存在ゆえに、共通法と地域固有法との境界を明白にするために、条例適用理論が発展した。

16 世紀北フランスでは、状況が異なっていた。北部慣習法地域では、フランス内の慣習法 (*coutume*) 同士の衝突が問題となっており、ローマ・カノン法は共通法としての役割を果たさなかった。そのような状況で、フランスの国王および国家それ自体の支持者であるデュムランは、パリの慣習法に基づいてフランスの共通法を作り上げることを使命としていた。他方、ブルターニュ出身で地元の強

烈なパトリオットでもあったダルジェントレは、パリ法が他の慣習法に優越することを望まなかった。それゆえに彼は、混合の条例を物に関する法と同様に扱うことにも反映されているように、彼が可能な限り広い範囲で属地法を適用しようとしたのである。

17 世紀ネーデルラントでは、ネーデルラント連邦共和国内の各州の法同士が衝突していた（ローマ・フリースラント法、ローマ・ゼーラント法、ローマ・ホラント法といった各州の法は、ローマ・ネーデルラント混合法（*römisch-niederländische Mischrechte*）と総称される）。各州はそれぞれ独立した主権国家と理解され、それゆえに各州内では外国法の適用の余地はないものとされた。ただし、ネーデルラントの貿易国たる地位が、例外的に礼讓という観念を用いて任意に妥協する可能性を残させた。

17 世紀ドイツには、北イタリアとパラレルな状況が見られる。神聖ローマ帝国内においては、ローマ・カノン法が共通法として存在しながら、それぞれの地域固有法が衝突していたからである。ローマ・カノン法と複雑な法階層の存在ゆえに、ドイツではネーデルラントよりも頻繁に法衝突が生じうる。それゆえに、ドイツでは条例衝突理論だけでなく条例適用理論も継受された。

最後に、条例理論の各国・各時代での継受がまとめられる。条例衝突理論は、適応を伴いながら、フランス、ネーデルラントおよびドイツのいずれの国にも継受された。他方、条例適用理論については、フランスにはまったく継受されなかった。ネーデルラントでは、16 世紀以前にはその指摘が見つかるが、17 世紀以降にはほとんど取り上げられることはなくなるという。そしてドイツでは、16～18 世紀に適応を伴いながら継受が行われた。

第 4 報告：アドリアン・ウィズブロード「ヌーシャテルにおける慣習法」⁶

第 4 報告は、18 世紀ヌーシャテル（ドイツ語名：ノイエンプルク）においてなぜ法典化（Kodifizierung）が行われなかったのか、フリードリヒ 2 世の統治体制から分析する。

ヌーシャテルは 1848 年の連邦憲法制定以降、スイス連邦を構成するカントンの一つであるが、それまでは慣習法地方であり、何度か法典編纂の動きは見られたがいずれも失敗に終わった。中世から 19 世紀半ばまで、ヌーシャテルの私法は純粋な慣習法であったが、私法の法典化の機運が最も高まったのが、18 世紀のフリードリヒ 2 世下の時代だった。

1504 年にヌーシャテル女伯ヨハンナがオルレアン公ルイと結婚して以来、ヌーシャテル公位はフランスのオルレアン＝ロングヴィル家にあった。1618 年にはアンリ 2 世の下でヌーシャテルは侯国となった。しかし、1707 年にマリー・デ・ヌムールが子を残さず亡くなりオルレアン＝ロングヴィル家が断絶すると、ヌーシャテル侯位を巡って継承争いが起こった。これについて、ヌーシャテルの最高裁判所である三身分裁判所（Tribunal des Trois-États）が正式な継承者として最終的に認めたのが、プロイセン王フリードリヒ 1 世だった。

プロイセン王に侯位が認められた経緯が、当時のヨーロッパの国際情勢におけるヌーシャテルの位置づけから説明される。当時のヌーシャテルはプロテスタントの小さな侯国であり、軍隊も資源もなく、それほど的重要性を持っていなかった。しかし、スペイン継承

⁶ Adrien Wyssbrod, Gewohnheitsrecht in Neuchâtel.

戦争（1701～14 年）の最中、すでに 2 つの主要な戦いに敗れていたフランス国王ルイ 14 世が目をつけたのがヌーシャテルだった。国王にとってヌーシャテルは、ブルゴーニュの自由伯領との緩衝国であって、スイス盟約者団との戦略的ルートを意味してもいたからである。しかし、ヌーシャテルの諸身分はカトリック国のフランスに統合されることを恐れ、スイス盟約者団への加入を模索するが、盟約者団側の政治的思惑や候国たる地位を持つヌーシャテルの法的取扱いから頓挫する。その結果、プロテスタント国であり遠方において影響力の小さい、遠縁プロイセン王が継承者に選ばれることになる。

1707 年の一般条項（Articles généraux）は、フリードリヒ 1 世がヌーシャテルの君侯となることを認めると同時に、彼に対しヌーシャテルの慣習と自治を尊重し、かつ法を成文化することを義務づけた。これがヌーシャテルにおける法典編纂の動きを加速させることになるが、フリードリヒ 1 世およびその後継者フリードリヒ・ヴィルヘルム 1 世の時代には、具体的な成果はもたらされなかった。ヨーロッパ中に法典編纂の波が到来していた 18 世紀後半、ヌーシャテルにおいてもフリードリヒ 2 世の下で法典編纂のプロジェクトが推し進められるが、結局は実現には至らなかった。

フランスの法典編纂史の研究者レミ・カブリラック（Rémy Cabrillac）によれば、法典編纂にあたっては法曹と国民の緊急の必要と、国家の最高権威の強力な意思の 2 点が要件となる。報告者はこの両要件に照らしてヌーシャテルの状況を分析する。ヌーシャテルにおいては法典を必要としたのは常に法曹や控訴審裁判所であり、国民（特に市民層）や第一審裁判所ではないことが史料から明

らかになるという。したがって、前者の要件は満たされないとされる。さらに報告者は、後者の要件も満たされないとし、フリードリヒ 2 世の姿勢および統治体制につき、遠隔統治 (Fernregierung) と同君連合 (Personalunion) のシステムに着目する。

プロイセン王はヌーシャテルに居住せず、国事会議 (Conseil d'Etat, Staatsrat) およびそれを主宰する総轄官 (gouverneur) に統治を行わせた。両者のコミュニケーションは書簡を用いて行われ、ベルリンからヌーシャテル間の片道には約 3 週間かかった。単純な案件でさえ、多くのやり取りが半年以上かかっていたという。すなわち、ベルリンからの遠隔統治のシステムは迅速性という点で困難を抱えていた。

また、ヌーシャテルはプロイセンから独立したまま、同君連合という形式で統治されており、理論的には通常の君主制が採られている。しかし報告者によれば、ヌーシャテルの君侯の機能は、通常の君主制とは異なるものであり、ヌーシャテルにおいてフリードリヒ 2 世は権力を保持するが、実際に行使をすることはなかった。すなわち、国家の統治は国事会議が行うのであって、フリードリヒはそれに承認を与えるだけであったという。

以上のような統治体制下にあっても、フリードリヒ 2 世は絶対君主のように振る舞い慣習法の法典化を強行することもできたはずであるが、そうではなくヌーシャテル市民が自由と不可侵の基礎とする慣習法を尊重し、法典化を自発的に放棄した。その背後には、フリードリヒが『反マキャベリ論』の中で描いたような、国家の「第一の下僕」としての君主の理想像が看取される。以上を通じて見られるヌーシャテルにおける君主制は、絶対主義ではなく、20 世紀の

概念でいうところの保護関係 (Protektorat) と呼びうるものであり、こうした見方は 18 世紀の君主制の伝統的モデルに対抗するモデルを提供しようという。

*

**

以上 4 報告はいずれも興味深いものだったが、筆者の力不足から概要紹介に留まった。雑感としては、近代法学の産物としての物権的効力を古代ローマ法学の文脈で想定することの妥当性 (第 1 報告)、内縁の利益を失わせると同時に婚姻に利益を与えて婚姻を奨励したコンスタンティヌスの政策に対する社会的要請 (第 2 報告)、適応を伴いつつも継受された条例衝突理論と裁判実務との関係 (第 3 報告)、フリードリヒ 2 世とヌーシャテルの統治機構・諸勢力との法的・政治的關係や一般条項の拘束力 (第 4 報告) といった諸論点がさらに深められれば、結論がより説得的になったと思われるものの、時間の限られた報告という性質上仕方ないことであろう。内容について詳しくは、報告動画がホームページ上に掲載されているので、ぜひそちらを参照されたい⁷。また、報告者のプロフィール、当日の報告のハンドアウトおよび大会プログラムも同ページに掲載されており、こちらも併せて参照されたい⁸。

4 報告の後、大会賞 (前回大会から 2 年間の間に公刊された図書のうち優れたものに贈られる) の授賞式が行われ、クリストファー・ラットマン『悪魔、魔女および学識法曹：ジャン・ボダン『魔女の悪魔狂』における魔術罪と魔女裁判』⁹が受賞した。その後、ティア

⁷ <https://rechtshistorikertag2022.org/forum-der-jungen-webinar>

⁸ <https://rechtshistorikertag2022.org/forum-der-jungen-referenten>

⁹ Christopher Lattmann, Der Teufel, die Hexe und der Rechtsgelehrte.

一教授より閉会の辞が述べられ、つつがなく日程を終えた。

図らずも異例の形で開催されたオンラインイベントであったが、現地での研究者との交流やその他諸々の得難い経験がなくなってしまうのは残念に思うものの、ドイツ語圏から遠く離れて日本に住む一研究者としてはメリットも多く感じた。移動の省略はもちろんだが、報告動画の掲載は外国語に不自由な筆者にとっては大変ありがたく、何度も聴き直してようやく報告趣旨を理解することもしばしばだった。報告資料の掲載も、筆者が前回参加した 2014 年大会時にはなかったと記憶している。今回はフルサイズでのオンライン大会開催は諸般の事情で断念したとのことだが、何らかの形でオンライン化の取り組みを今後も継続して行って欲しい。